

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年10月31日

【届出者の氏名又は名称】 堯アセットマネジメント株式会社

【届出者の住所又は所在地】 大阪府中央区谷町二丁目6番5号

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 - 6864 - 3056

【事務連絡者氏名】 弁護士 小舘 浩樹 / 同 嶋田 祥大 / 同 二村 尚加

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません。

【代理人の住所又は所在地】 該当事項はありません。

【最寄りの連絡場所】 該当事項はありません。

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 堯アセットマネジメント株式会社
(大阪府中央区谷町二丁目6番5号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、堯アセットマネジメント株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社ソフト99コーポレーションをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注10) 本書中の「本公開買付け」とは、2025年8月7日付公開買付届出書の提出に係る公開買付けをいいます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が、2025年8月7日付で提出した公開買付届出書（2025年9月4日付、2025年9月17日付、2025年10月2日付、及び2025年10月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）につきまして、2025年10月29日に、ECM マスターファンド SPV 3が本対抗公開買付け（公開買付者が、2025年9月17日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書で定義した意味をいいます。）について、本対抗公開買付けの公開買付期間を2025年11月13日まで延長したことから、公開買付者は、法27条の6第2項、同条第1項第4号、令第13条第2項第2号口に基づき、公開買付期間を2025年11月13日まで延長し、合計66営業日とすることを決定し、これに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

算定の経緯

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要 (訂正前)

< 前略 >

また、対象者が2025年10月17日付で公表した「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ」(以下「2025年10月17日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年10月17日付の対象者取締役会において、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。ただし、本公開買付けに関する意見については、今後のECMSPV 3が、2025年9月12日に公表し、同月16日より開始している本対抗公開買付けに関する状況に応じて変更される可能性があるとのことです。

< 中略 >

. 本公開買付けの決済
(2025年11月上旬を予定)

< 後略 >

(訂正後)

< 前略 >

また、対象者が2025年10月17日付で公表した「(訂正)「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」の一部訂正のお知らせ」(以下「2025年10月17日付対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年10月17日付の対象者取締役会において、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同する旨の意見、及び、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の意見を維持することを決議したとのことです。ただし、本公開買付けに関する意見については、今後のECMSPV 3が、2025年9月12日に公表し、同月16日より開始している本対抗公開買付けに関する状況に応じて変更される可能性があるとのことです。

その後、2025年10月29日に、ECMSPV 3が本対抗公開買付けについて、本対抗公開買付けの公開買付期間を2025年11月13日まで延長したことから、公開買付者は、2025年10月31日付で、法27条の6第2項、同条第1項第4号、令第13条第2項第2号口に基づき、公開買付期間を2025年11月13日まで延長し、合計66営業日とすることを決定いたしました。

< 中略 >

. 本公開買付けの決済
(2025年11月中旬を予定)

< 後略 >

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

さらに、公開買付者は、2025年10月16日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数(2025年10月16日時点。KeePer技研が所有する対象者株式を除きます。)は6,277,961株であり、本応募契約(KeePer技研)に基づき、対象者の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に本公開買付けへの応募が合意されているKeePer技研が所有する対象者株式の全てである2,687,700株(なお、2025年10月16日現在、本公開買付けに応募されておりません。)を合算すると、引き続き本公開買付けにおける買付予定数の下限(7,566,400株)を上回っていることを確認しております。

(訂正後)

<前略>

さらに、公開買付者は、2025年10月16日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、応募株券等の総数(2025年10月16日時点。KeePer技研が所有する対象者株式を除きます。)は6,277,961株であり、本応募契約(KeePer技研)に基づき、対象者の取締役会による本公開買付けに対する賛同意見表明決議が維持されていることを条件に本公開買付けへの応募が合意されているKeePer技研が所有する対象者株式の全てである2,687,700株(なお、2025年10月16日現在、本公開買付けに応募されておりません。)を合算すると、引き続き本公開買付けにおける買付予定数の下限(7,566,400株)を上回っていることを確認しております。

その後、対象者の第2位株主であるKeePer技研(所有株式数:2,687,700株、所有割合:12.45%)が2025年10月24日付で公表した「(変更)公開買付への応募及び特別利益(投資有価証券売却益)の計上に関するお知らせ」のとおり、KeePer技研は、本公開買付けではなく、本対抗公開買付けに応募することを決定したとのことです。また、2025年10月29日に、ECMSPV3は、本対抗公開買付けについて、本対抗公開買付けの公開買付期間を2025年11月13日まで延長しました。公開買付者は、本対抗公開買付けに係る対象者株式1株当たりの買付け等の価格と本公開買付価格との間の価格差及びKeePer技研の応募状況を踏まえても、2025年10月29日付で本対抗公開買付けが成立せず、その公開買付期間の延長となった結果に鑑みると、本公開買付けと本対抗公開買付けのいずれに応募するか逡巡している対象者の株主の皆様が一定数いると考えております。一方で、公開買付者としては、本取引による非公開化後の対象会社における経営の見通し、財務負担等に鑑みると、本公開買付価格をこれ以上引き上げることはできません。

このような状況において、対象者の株主の皆様にご更なる判断機会を提供するため、公開買付者は、2025年10月31日付で、法27条の6第2項、同条第1項第4号、令第13条第2項第2号口に基づき、公開買付期間を、本対抗公開買付けの公開買付期間の末日と同日の2025年11月13日まで延長し、合計66営業日とすることを決定いたしました。

また、公開買付者は、2025年10月30日付で、公開買付代理人である三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び本公開買付けの復代理人である三菱UFJ eスマート証券株式会社からの報告により、本公開買付けとは価格差がある本対抗公開買付けの当初の公開買付期間が2025年10月29日付で満了したにもかかわらず、本公開買付けに係る買付予定数の下限(7,566,400株)に対し、引き続き、5,809,261株(2025年10月30日現在の応募株券等の総数)の対象者の株主の皆様にご本公開買付けに対する応募をいただいていることを確認しております。なお、上記応募株券等の総数(5,809,261株)に、本不応募合意株式(所有株式数の合計:6,830,352株、所有割合の合計:31.63%)を合算した株式数の所有割合の合計は58.53%となります。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）
（訂正前）

< 前略 >

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年1月中旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2026年1月下旬を目途に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び本不応募合意株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

< 後略 >

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年8月7日(木曜日)から2025年10月31日(金曜日)まで(58営業日)
公告日	2025年8月7日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年8月7日(木曜日)から2025年11月13日(木曜日)まで(66営業日)
公告日	2025年8月7日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2)【買付け等の価格】

(訂正前)

算定の経緯	(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、56営業日に設定しております。 <後略>
-------	---

(訂正後)

算定の経緯	(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保 公開買付者は、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、66営業日に設定しております。 <後略>
-------	---

10【決済の方法】

(2)【決済の開始日】

(訂正前)

2025年11月10日(月曜日)

(訂正後)

2025年11月20日(木曜日)

公開買付届出書の添付書類

1 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2025年10月31日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2025年8月7日付公開買付開始公告の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。